

茨城働き方改革・労働環境改善協議会 設置要綱

1 目的

「一億総活躍社会」の実現のための最大のチャレンジである働き方改革は、働く人の視点に立って一人ひとりの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することである。

具体的には、「働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議)」に基づき、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高年齢者就職支援、外国人材の受入れ等の推進に長期的かつ継続的に取り組むことが求められている。

また、魅力ある職場づくりにより「まち」、「ひと」、「しごと」の好循環から地方創生を実現し、茨城の更なる発展を目指すため、政労使の三者が共通認識のもと、地域ぐるみで「働き方改革」に取り組むことが必要である。

このようなことから、茨城県における働き方改革の推進をはじめ、労働環境の改善のための協議を行うため、茨城労働局に、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」を設置する。

2 構成員

茨城労働局

経済産業省関東経済産業局

茨城県

日本労働組合総連合会茨城県連合会

一般社団法人茨城県経営者協会

茨城県商工会議所連合会

茨城県商工会連合会

茨城県中小企業団体中央会

株式会社常陽銀行

茨城県社会保険労務士会

茨城産業保健総合支援センター

茨城働き方改革推進支援センター

茨城県よろず支援拠点

※必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

3 協議事項

- (1) 長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直し、魅力ある雇用機会の創出、女性の活躍推進、非正規労働者の正社員化、能力開発等のキャリアアップ支援等に関すること。
- (2) 働き方改革関連法の周知、改正法に基づく企業の実施内容の情報共有や、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者への支援等に関すること。
- (3) その他茨城地域における労働施策の重要課題に関すること。

4 協議会の招集

茨城労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

5 庶務

協議会の庶務は、茨城労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 その他

これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

この改正要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

この改正要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

この改正要綱は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

この改正要綱は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。